

Q 死後、配偶者の生活やトラブルが心配

80歳の私は、75歳の妻との間に長男と長女がいます。今は妻と同居していますが、持病があり、将来施設に入所せざるを得ない状況です。私が先に逝った場合、長男の嫁と折り合いが悪い妻の生活や相続トラブルが心配です。遺言を残すにあたって知っておくべきことは何でしょうか。

相談室 法律

2018年7月に改正民法が成立したこともあり、相続対策として遺言書の作成を勧める「終活本」が書店に多く並んでいます。高齢者からの関心の高さがうかがわれます。

遺言には、遺言者が自ら書く「自筆証書遺言」と、法律の専門家らの立ち会い

一部の相続人が予想とは異なる遺言書の内容に驚き、「遺言書を偽造した」など

と申し出て紛争が生じるのです。こうした事態になるのを防ぐためには、生前に子供らと自分の死後のことについてしっかりと話し合い、意向を理解してもらうことが大切になり

死後の配偶者の生活について心配される人も多いのですが、改正民法では「配偶者居住権」が新設されま

した。残された配偶者が、亡くなるまで自宅に住み続けられる権利で、今年4月1日以降の相続から施行されます。詳しく知りたい場合は弁護士に尋ねるなどし

「争族」避ける話し合いを

のもとで作成する「公正証書遺言」などがあります。必要な形式や要件を満たせば、基本的に遺言者の意思通りに遺産を相続することができます。

ただし、「争族」という言葉があるように、遺言書がかえって紛争を引き起こすこともあります。

なお、相続を巡る最近の傾向としては、相続人となる子供たちが田舎の不動産を「負動産」ととらえ、相続するのを嫌がることが増えました。価値が低下し、売却が難しくなるなどした不動産は受け継ぎたくないということがあります。

て調べてみてください。

(回答〓西口元弁護士)



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。